

利根町告示第6号

平成31年第1回利根町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月19日

利根町長 佐々木 喜 章

1. 招集の日 平成31年3月1日

2. 招集の場所 利根町議会議場

平成31年第1回利根町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	会議	内 容	開議時間
1	3. 1	金	本 会 議	開会 提出議案説明 特別委員会付託 茨城県後期高齢者医療広域連合議会 議員選挙	午前10時
2	3. 2	土	休 会	議案調査	
3	3. 3	日	休 会	議案調査	
4	3. 4	月	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（1人）	午後1時30分
5	3. 5	火	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（1人）	午後1時30分
6	3. 6	水	休 会	議案調査	
7	3. 7	木	本 会 議	一般質問（2人）	午前10時
				一般質問（1人）	午後1時30分
				質疑・討論・採決	
8	3. 8	金	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
9	3. 9	土	休 会	議案調査	
10	3. 10	日	休 会	議案調査	
11	3. 11	月	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
12	3. 12	火	委 員 会	予算審査特別委員会（付託審査）	午前10時
13	3. 13	水	休 会	議案調査	
14	3. 14	木	休 会	議案調査	
15	3. 15	金	本 会 議	質疑・討論・採決 閉会	午前10時

平成31年第1回
利根町議会定例会会議録 第1号

平成31年3月1日 午前10時開会

1. 出席議員

1番	大越勇一君	7番	高橋一男君
2番	新井滄吉君	8番	今井利和君
3番	石山肖子君	9番	五十嵐辰雄君
4番	花嶋美清雄君	10番	若泉昌寿君
5番	新井邦弘君	11番	石井公一郎君
6番	坂本啓次君	12番	船川京子君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	佐々木喜章君
教 育	長	杉山英彦君
総 務 課	長	清水一男君
企 画 課	長	飯塚良一君
財 政 課	長	武藤武治君
税 務 課	長	赤尾津政男君
住 民 課	長	金子三千雄君
福 祉 課	長	大塚達治君
子 育 て 支 援 課	長	岡野成子君
保健福祉センター所長		狩谷美弥子君
環 境 対 策 課	長	大津善男君
保険年金課長兼国保診療所事務長		川上叔春君
経済課長兼農業委員会事務局長		大越直樹君
都 市 建 設 課	長	石川篤君
会 計 課	長	佐藤宏君
学 校 教 育 課	長 補 佐	河村明君
生 涯 学 習 課	長 補 佐	田口輝夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	六 本 木 通 男
書	記 荒 井 裕 二
書	記 野 田 あゆ美

1. 会議録署名議員

9 番	五十嵐 辰 雄 君
10 番	若 泉 昌 寿 君

1. 議事日程

議 事 日 程 第 1 号

平成31年3月1日（金曜日）

午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の件
- 日程第3 議案第1号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第2号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第3号 利根町行政財産使用料徴収条例
- 日程第6 議案第4号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第5号 利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第6号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第7号 農業近代化資金借入利子補給条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第8号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第9号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第10号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第11号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第12号 平成30年度利根町町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第13号 平成30年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第14号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第15号 利根町農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第16号 利根町農業委員会委員の任命について
- 日程第19 議案第17号 利根町農業委員会委員の任命について

- 日程第20 議案第18号 利根町農業委員会委員の任命について
日程第21 議案第19号 利根町農業委員会委員の任命について
日程第22 議案第20号 利根町農業委員会委員の任命について
日程第23 議案第21号 利根町農業委員会委員の任命について
日程第24 議案第22号 利根町農業委員会委員の任命について
日程第25 議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第26 議案第24号 第5次利根町総合振興計画基本構想の策定について
日程第27 議案第25号 利根町過疎地域自立促進計画の変更について
日程第28 議案第26号 平成31年度利根町一般会計予算
日程第29 議案第27号 平成31年度利根町国民健康保険特別会計予算
日程第30 議案第28号 平成31年度利根町公共下水道事業特別会計予算
日程第31 議案第29号 平成31年度利根町営霊園事業特別会計予算
日程第32 議案第30号 平成31年度利根町介護保険特別会計予算
日程第33 議案第31号 平成31年度利根町介護サービス事業特別会計予算
日程第34 議案第32号 平成31年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
日程第35 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の件
日程第3 議案第1号
日程第4 議案第2号
日程第5 議案第3号
日程第6 議案第4号
日程第7 議案第5号
日程第8 議案第6号
日程第9 議案第7号
日程第10 議案第8号
日程第11 議案第9号
日程第12 議案第10号
日程第13 議案第11号
日程第14 議案第12号
日程第15 議案第13号
日程第16 議案第14号
日程第17 議案第15号

日程第18 議案第16号
日程第19 議案第17号
日程第20 議案第18号
日程第21 議案第19号
日程第22 議案第20号
日程第23 議案第21号
日程第24 議案第22号
日程第25 議案第23号
日程第26 議案第24号
日程第27 議案第25号
日程第28 議案第26号
日程第29 議案第27号
日程第30 議案第28号
日程第31 議案第29号
日程第32 議案第30号
日程第33 議案第31号
日程第34 議案第32号
日程第35 休会の件

午前10時00分開会

○議長（船川京子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、これより平成31年第1回利根町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（船川京子君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

監査委員より、平成30年11月分から平成31年1月分の現金出納検査の結果報告がありました。また、閉会中において、会議規則第127条の規定により、議員派遣をしたので報告するとともに、それぞれの写しをお手元に配付しております。

以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（船川京子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、

9番 五十嵐 辰 雄 議員

10番 若 泉 昌 寿 議員

を指名いたします。

○議長（船川京子君） 日程第2，会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの通算15日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、会期の内訳は、お手元に配付のとおりです。

○議長（船川京子君） 審議に入るに当たり、町長に施政方針及び提出議案の総括説明を求めます。

佐々木喜章町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成31年第1回利根町議会定例会が開催され、平成31年度予算を初めとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、町政に対する私の基本方針と施策の概要を申し上げ、議員各位と町民の皆様方のご理解とご協力をお願いするものであります。

最初に、昨今の景気に触れますと、2月の内閣府の判断では、景気は緩やかに回復していると、これまでと同様の判断をしています。また、先行きについても雇用や所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるのですが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとの見方がされております。

次に、ことしの秋には、いきいき茨城ゆめ国体が本県で開催され、本町では、ウォーキング大会を開催いたしますが、これを期に本町の豊かな自然と町内の名所、旧跡をめぐっていただき、その歴史や由来を多くの方に学んで知ってもらえるよう、万全の体制で挑んでまいります。

それでは、平成31年度当初予算の概要につきまして、主要事業や新規事業を中心に申し上げます。

平成31年度の予算編成に当たっては、職員に対し当町の財政状況は、依然として厳しい状況下の中でも限られた財源と人員を有効活用した上で、総合振興計画第4期基本計画の

課題を踏まえての次期基本計画に掲げる取り組みや、利根町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた目標を着実に達成できるよう、また、行政改革、行動計画に掲げた資金、予算と創意工夫の二つの視点から見た具体的な施策に取り組むよう、編成方針を示し予算編成作業に当たらせてきたところでございます。

まず、一般会計の予算規模でございますが、55億1,651万1,000円で前年度と比較しますと、1億5,986万9,000円の増、率にして3%の増となります。

歳入について、前年度と比べ増減が大きいものを申し上げますと、まず、増額となるものですが、県支出金が7,432万1,000円の増で4億5,536万5,000円。繰入金で4,826万8,000円の増で5億4,076万。次に、町債が1,950万円の増で5億5,660万円になります。

続いて、対前年比で減額となるものですが、国庫支出金が2,052万5,000円の減で4億8,415万2,000円。諸収入が671万8,000円の減で4,018万1,000円となります。

次に、歳出ですが、主なものを目的別に、また、構成割合が高い順に申し上げますと、まず民生費ですが、予算額が18億6,041万4,000円で全体の33.7%を占めております。次に、総務費が8億7,201万1,000円で全体の15.8%を占め、次いで教育費が6億3,412万1,000円で11.5%。以下、土木費、衛生費、公債費などの順となります。

また、性質別で申し上げますと、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費は、26億4,553万6,000円で全体の48%を占め、次いで物件費が8億4,543万8,000円で全体の15.3%。続いて、補助費等が8億1,366万6,000円で14.7%。以下、繰出金、普通建設事業費、維持補修費などの順となります。

続きまして、平成31年度の特別会計予算の概要について申し上げます。

国民健康保険特別会計を初めとする六つの特別会計の総予算額ですが、47億6,434万7,000円となります。前年度と比較しますと1億4,456万5,000円の増となり、率にしますと3.1%の増となります。

続いて、来年度の主要事業につきまして、新規事業を中心に申し上げたいと思います。

初めに、高齢者の買い物支援事業ですが、お1人で店舗内外の移動が可能な65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯の方が対象となりますが、月に一度町外へ買い物に出かける買い物ツアーを委託実施いたします。

続いて、農業振興関係では、引き続き農地の基盤整備事業を進め、地産地消や販路拡大のため、地域おこし協力隊を委嘱し、生産者と一緒になって農業の活性を図ってまいります。

続いて、農村環境整備事業として、森林湖沼環境税を活用し、荒廃した鎌倉街道の伐採や道の整備を行います。

続いて、消費者行政ですが、国や県、関係機関などと協力し、相談体制の一層の充実を図りながら、町民の皆様の安心安全な消費生活の実現のため今後も引き続き消費者行政の推進に取り組めます。

続いて、道路の整備関係ですが、昨年より早尾台のメイン道路をもえぎ野台まで延伸する計画が過疎代行事業として、茨城県の事業として実施されることとなり、道路設計などの地元説明会も開催され、今後は本格的な道路詳細設計などの事業が進められることとなりますので、町も事業の早期完成に向け、茨城県と連携しながら協力をしていきたいと思っております。

続いて、消防、防災関係ですが、消防関係では、引き続き稲敷地方広域市町村圏事務組合との連携を維持するとともに、消防団の小型動力消防ポンプ積載車両の老朽化に伴う更新や消防水利の確保など、消防施設及び設備の充実に努めます。防災関係では、地域の実情に応じた防災訓練をより多くの自主防災組織で実施していただくために、自主防災組織が実施する防災訓練の際に町が紹介する茨城県防災士の派遣などの費用の一部を補助するため、自主防災組織に対し、自主防災組織防災訓練支援補助金を支給いたします。

続いて、教育関係ですが、まず、英語教室授業では、月1回行っていた教室を月2回行うようにいたします。

続いて、生涯学習関係ですが、冒頭にもお話をさせていただきましたが、茨城国体がことし10月5日開催とのことで、当町で行うウォーキング大会に多数の方が参加していただけるように利根町公民館の駐車場拡幅整備を行います。

続きまして、総務行政一般について申し上げます。

最初に、庁舎管理関係ですが、老朽化した多目的ホールの床を改修し、また、庁舎行政棟1階に授乳室を設置いたします。

続いて、町有財産管理では、旧利根中第一グラウンドを町民の方々に貸し出すときの利便性の向上のため、グラウンドにトイレを設置いたします。

続いて、私の公約の一つでもありました健康増進施設の誘致に向け、先進地視察を行うとともに、町民、近隣住民のアンケートなどの基礎調査を行います。

以上、平成31年度の主な事業について、新規事業を中心に申し上げましたが、私の政治理念は、私の住まいは利根町ですと誇りを持って答えられる町を町民の皆様と築いていくことです。そのためにこれからもスピード感を持って、今できることを一步一步着実に進め、たしかなあしたへとつなげていきたいと考えておりますので、議員各位並びに町民の皆様方には、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます、来年度に向けての施政方針といたします。

続きまして、本日提案しました議案の概要についてご説明を申し上げます。

本定例会に提出しました議案は、平成31年度当初予算を初め、条例の新規制定、条例の一部改正、また、平成30年度補正予算や人事案件など合計32件のご審議をお願いするものであります。

議案第1号は、利根町特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、いじめ問題調査委員会などの委員の専門性の高い知識及び経験が

必要な調査活動などに応じた適正な報酬額に改めたいので提案するものであります。

議案第2号は、利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例で、国家公務員の給料月額、勤勉手当の支給率が改正されたことに伴い、国に準じて条例を改めたいので提案するものであります。

議案第3号は、利根町行政財産使用料徴収条例で、自動販売機設置に伴う資料を町内各公共施設で統一するとともに、利根町役場多目的ホール及びイベントホールの使用料を半日単位から1時間単位とすることで、利用者の要望に応じた貸し出しを行えるよう条例の全部を改めたいので提案するものであります。

議案第4号は、利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例で、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の一部改正に伴い、被災者の負担を軽減するとともに、支援の充実を図るため災害援護資金の貸付利率、償還方法の拡充など関係規定を改めたいので提案するものでございます。

議案第5号は、利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例で、少子化対策の一つとして、平成22年度から町の単独事業として実施していましたが、事業継続に当たっては、毎年度の事業費が増加し財源の確保が難しいため、平成31年度を持って事業を廃止したいため、条例を改めたいので提案するものでございます。

議案第6号は、利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例で、後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る12月の保険料の納期を改めたいので提案するものであります。

議案第7号は、農業近代化資金借り入れ利子補給条例等の一部を改正する条例で、竜ヶ崎農業協同組合、土浦農業協同組合及び茨城かすみ農業協同組合の合併による名称変更に伴い、条例を改めたいので提案するものでございます。

議案第8号は、利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例で、現行の条例の平成31年3月31日に失効する規定となっていることから、引き続き町内における企業立地を促進し雇用の創出と地域の活性化を図るため、本条例の有効期限を5年間延長したいので提案するものであります。

議案第9号は、平成30年度一般会計補正予算（第4号）で、歳入歳出それぞれ1億8,982万3,000円を減額し、総額を54億6,018万3,000円とするものであります。

議案第10号は、平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）で、事業勘定については、歳入歳出それぞれ440万6,000円を減額し、総額を24億1,340万6,000円に、また、直営診療施設勘定については、歳入歳出それぞれ74万5,000円を追加し、総額を1億2,706万7,000円とするものであります。

議案第11号は、平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、歳入歳出それぞれ3,107万7,000円を減額し、総額を2億6,268万3,000円とするものであります。

議案第12号は、平成30年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）で、債務負担

行為を補正するものであります。

議案第13号は、平成30年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ208万1,000円を追加し、総額を14億9,996万9,000円とするものであります。

議案第14号は、平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）で、歳入歳出それぞれ544万7,000円を追加し、総額を4億1,829万6,000円とするものであります。

議案第15号から第22号は、利根町農業委員会委員の任命についてで、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案し、議会の同意を求めるものであります。

議案第24号は、第5次利根町総合振興計画構想の策定についてで、本町の総合的かつ計画的な調整の運営を図るための指針として、平成31年度から平成42年度までの12年間を計画期間とする第5次利根町総合振興計画基本構想を利根町総合振興計画条例第6条の規定により提案し、議会の議決を求めるものであります。

議案第25号は、利根町過疎地域自立促進計画の変更についてで、事業名の追加及び区分の変更により、利根町過疎地域自立促進計画の一部を変更する必要があるため、過疎地域自立促進法第6条第7項の規定において準用する同条第1項の規定により提案し、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、平成31年度利根町一般会計予算で先ほど予算の概要でも触れましたが、総額を歳入歳出それぞれ55億1,651万1,000円とするもので、対前年比では1億5,986万9,000円の増で率にして3%の増となります。

議案第27号は、平成31年度利根町国民健康保健特別会計予算で、事業勘定については、総額を歳入歳出それぞれ23億6,433万8,000円とするもので、対前年比766万8,000円の増、率にして0.3%の増となります。また、直営診療施設勘定については、総額を歳入歳出それぞれ1億2,355万6,000円とするもので、対前年度比650万5,000円の増、率にして5.6%の増となります。

議案第28号は、平成31年度利根町公共下水道事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ3億3,764万7,000円とするもので、対前年度比6,082万3,000円の増、率にして22%の増となります。

議案第29号は、平成31年度利根町営霊園事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ1,419万7,000円とするもので、対前年度比755万1,000円の増、率にして113.6%の増となります。

議案第31号は、平成31年度利根町介護サービス事業特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ1,051万8,000円とするもので、対前年度比11万2,000円の減、率にして1.1%の減となります。

議案第32号は、平成31年度利根町後期高齢者医療特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ4億4,964万3,000円とするもので、対前年度比4,359万6,000円の増、率にして10.7%の増となります。

以上、全議案の概要についてご説明いたしましたが、詳細については、それぞれの担当課長から説明させたいと思います。お手元の議案書などによりご審議の上、適切なる議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（船川京子君） 施政方針及び議案の総括説明が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第3、議案第1号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び日程第4、議案第2号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の2件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第1号について、河村学校教育課長補佐。

〔学校教育課長補佐河村 明君登壇〕

○学校教育課長補佐（河村 明君） それでは、議案第1号 利根町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由としましては、日本弁護士連合会から各都道府県教育委員会に提出されましたいじめの重大事態の調査に係る第三者委員会委員等の推薦依頼ガイドラインに基づき、いじめ問題調査委員会等委員の専門性の高い知識及び経験が必要な調査活動等に応じた適正な報酬額に改めたいので提案するものでございます。

具体的な内容としましては、国のいじめ防止等のための基本的な方針によりますと、公平性、中立性を確保するため、第三者によるいじめ問題調査委員会等は、弁護士、精神科医、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者の参画が有効とされ、その組織でいじめ防止対策推進法によるいじめ重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行った上で、その明らかになった事実関係に基づいて再発防止策を検討、提案することが役割であるとされております。

そこで、この日本弁護士連合会からのガイドラインによりますと、いじめ重大事態に係る事実関係を明確にする調査としましては、重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつから、誰から行われ、どのような対応であったか。いじめを生んだ背景、事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったかなど、膨大な作業量であり、再発防止策を検討、提言する報告書の作成までは、多くの時間を割くこととなることから、専門家としての本来の活動で制限されるなど、時間的、経営的負担が大きくなり、委員会の活動を充実したものにするためには、委員に見合った報酬が必要不可欠であると示されているところがございます。また、これまでの利根町いじめ問題調査委員会の活動内容からも関係者からの聞き取り調査や記録の検討、委員会の会議内容など専門家等の専門的知識及び経験が必要であることは事実でございます。

このようなことから、委員の専門性の高い知識及び経験が必要な調査活動等に応じた適

正な報酬額に改めたいので提案するものでございます。

適正な報酬額につきましては、ガイドラインに委員等が各種の専門家であることを踏まえ、専門家としての報酬水準を参考に、会議や聞き取り調査等の拘束時間を基準に定めることが妥当との考えが示されております。このことから改正する報酬額は、ガイドラインに記載のある総合法律支援法に基づく法による紛争解決に必要な弁護士等のサービスをより身近に受けられる日本司法支援センターいわゆる法テラスの法律相談援助費用等地域基準である1回30分程度で5,400円を参考とし、現在のいじめ問題調査委員会の実績等から委員にあっては月額2万5,000円とし、委員長にあっては、委員会を代表するとともに委員会の進め方や報告書の作成など、重要な役割を果たしていることから月額3万円とするものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により、ご説明させていただきます。

いじめ問題調査委員会及びいじめ問題検証委員会の委員長の月額報酬を6,700円から3万円に、委員の月額報酬を6,000円から2万5,000円にそれぞれ改めるものでございます。

補足としまして、平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第2号について、清水総務課長。

〔総務課長清水一男君登壇〕

○総務課長（清水一男君） それでは、議案第2号 利根町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律等の改正により、国家公務員の給料月額、勤勉手当の支給率等の改正と特別職の国家公務員の期末手当の支給率が改定されたことに伴い、国に準じて職員の給料月額、期末手当、勤勉手当の支給率等と同様に町長、教育長の期末手当の支給率に関する規定を改めたいので提案するものでございます。

また、この議案は、四つの条例改正を一つの条例として提出させていただいておりました、第1条から第8条による条例改正となっております。

それでは、参考資料1から9の新旧対照表によりご説明させていただきます。

初めに、参考資料1をお願いいたします。

第1条の利根町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

第10条の2の初任給調整手当の改正につきましては、月額で支給できる限度額を41万4,300円から41万4,800円に改めるものでございます。

第18条の宿日直手当の改正につきましては、第1項では、勤務1回につき支給できる宿日直手当の限度額を4,200円から4,400円に、宿日直手当の限度額を次のページに続きますけれども6,300円から6,600円に改め、第2項では、常直的に勤務するものの宿日直手当の月額の限度額を2万1,000円から2万2,000円に改めるものでございます。

第21条の勤勉手当の改正につきましては、第2項第1号の勤勉手当率を100分の5引き上げるもので、その引き上げによる支給をさかのぼって平成30年12月分として支給するため、6月と12月に支給率の規定を分ける改正をしまして、6月の支給率は現行のままで、12月の一般職員の支給率を100分の90を100分の95に、特定幹部職員の支給率を100分の110を100分の115に、それぞれ100分の5引き上げるものでございます。

次のページになりますが、第2号は、再任用職員に係る勤勉手当率を100分の5引き上げるもので、前号と同様に平成30年12月に支給するため、6月と12月に支給率の規定を分ける改正をしまして、6月の支給率は現行のままで、12月の再任用職員の支給率100分の42.5を100分の47.5に、再任用職員の特定幹部職員の支給率100分の52.5を100分の57.5に、それぞれ100分の5引き上げるものでございます。

次に、第5項につきましては、引用条項をそれぞれ明確化にする改正でございます。

次に、別表の改正でありまして、別表第2の一般職に使用する行政職給料表と別表3の次にページになりますが、アの医師に使用する医療職給料表（1）及びイの保健師及び看護師に使用する医療職給料表（3）の改正につきましては、次のページ以降に別表を記載しておりますが、それぞれ初任給を1,500円引き上げ、若年層に対しても1,000円程度の引き上げる改正を行うものと、そのほかの職員については、400円の引き上げとなりまして、平均で0.2%引き上げる改正となっております。

この第1条の条例改正の適用につきましては、平成30年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に、参考資料2をお願いいたします。

第2条の利根町職員の給与に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

第20条の期末手当の改正につきましては、6月と12月で違う支給率で支給していたものを年間の支給率は変わりませんが、6月と12月に均等配分するものでございます。

第2項で一般職員の一般職の支給率を100分の130に、特定幹部職員の支給率を100分の110に改正しまして、次の第3項では、一般職の再任用職員の支給率を100分の72.5に、次のページに続きますけれども、特定幹部職員の再任用職員の支給率を100分の62.5に、それぞれ改正するものでございます。

次に、第21条の勤勉手当の改正につきまして、参考資料で説明しました第1条の改正条例をさらに改正するものでありまして、施行日が異なるものでございます。

第21条の第2項第1号の支給率の改正部分につきましては、先ほど参考資料1の第1条の改正条例でご説明いたしました平成30年12月に支給する勤勉手当率を100分の5引き上げる改正を行いまして、6月と12月で違う支給率の規定でありましたけれども、平成31年度から年間の支給率は変わりませんが、6月と12月に均等配分するものでございます。

第1号の改正は、一般職員の支給率を100分の92.5に、特定幹部職員の支給率を100分の112.5に改正するものでございます。

次のページになりますが、第2号も同様の改正でありまして、年間の支給率は変わりませんが、6月と12月に均等配分するもので、再任用職員の勤勉手当率を100分の45に、特定幹部職員の勤勉手当率を100分の55に改正するものでございます。

この第2条の条例改正の施行につきましては、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料3をお願いいたします。

第3条の利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

第4条の期末手当の改正については100分の5引き上げるもので、その引き上げによる支給をさかのぼって、平成30年12月分として支給するため12月の期末手当率を現行の100分の172.5から100分の177.5に改めるものでございます。

この第3条の条例改正の適用につきましては、平成30年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に、参考資料4をお願いいたします。

第4条の利根町長の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

この条例改正は、参考資料3で説明しました第3条の改正条例をさらに改正するものでありまして、施行日が異なるものであります。

第4条の期末手当の改正については、参考資料3の第3条の改正条例で説明しました町長の平成30年12月支給の期末手当率を100分の5引き上げる改正を行いまして、6月と12月で違う支給率の規定でありましたが、平成31年度から年間の支給率は変わりませんが、一般職と同様に6月と12月に均等配分するもので、支給率を100分の167.5に改正するものでございます。

この第4条の条例改正の施行日は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

次に、参考資料5をお願いいたします。

第5条の利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

第2条第4項の期末手当の改正については、100分の5引き上げるもので、その引き上げによる支給をさかのぼって、平成30年12月分として支給するため、12月の期末手当率を現行の100分の172.5から100分の177.5に改めるものでございます。

この第5条の条例改正の適用につきましては、平成30年4月1日から遡及適用するものでございます。

次に、参考資料6をお願いいたします。

第6条の利根町教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務時間に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

この条例改正は、参考資料 5 で説明しました第 5 条の改正条例をさらに改正するものでありまして、施行日が異なるものであります。

第 2 条第 4 項の改正につきましては、参考資料 5 の第 5 条の改正条例で説明しました教育長の平成30年12月支給の期末手当率を100分の 5 引き上げる改正を行いまして、6 月と12 月で違う支給率の規定でありましたが、平成31年度から年間の支給率は変わりませんが、一般職と同様に 6 月と12月に均等配分するもので、支給率を100分の167.5に改正するものでございます。

この第 6 条の条例改正の施行日は、平成31年 4 月 1 日から施行するものでございます。次に、参考資料 7 をお願いいたします。

第 7 条の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

第 7 条の給与の特例改正につきましては、表にある特定任期付職員の給料月額を第 1 号級、第 2 号級、第 3 号級それぞれ1,000円引き上げるものでございます。

次に、第 8 条第 2 項の改正につきましては、裏面をお願いいたします。

特定任期付職員に支給する平成30年12月の期末手当率を100分の 5 引き上げるもので、12 月の支給率100分の165から100分の170に改めるものでございます。

この第 7 条の条例改正の適用につきましては、平成30年 4 月 1 日から遡及適用するものでございます。

次に、参考資料 8 をお願いいたします。

第 8 条の利根町の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

この条例改正は、参考資料 7 で説明しました第 7 条の改正条例をさらに改正するものでありまして、施行日が異なるものであります。

第 8 条第 2 項の改正につきましては、先ほど参考資料 7 の第 7 条の改正条例で説明しました平成30年12月に支給する期末手当率を100分の 5 引き上げる改正を行いまして、6 月と12 月で違う支給率の規定でありましたが、平成31年度から年間の支給率は変わりませんが、一般職と同様に 6 月と12月に均等配分するもので、支給率は100分の167.5に改正するものでございます。

第 8 条の条例改正につきましては、平成31年 4 月 1 日から施行するものでございます。最後に、参考資料 9 をお願いいたします。

今回提出させていただいた改正条例の附則についてご説明申し上げます。

附則第 1 項、第 2 項は、先ほどまで順次説明させていただいた施行日及び遡及適用日についての規定であります。

第 3 項は、給与の内払いの規定で、改正前の条例に基づいて支給した給与は、改正後に支給する給与の内払いとするみなし規定でございます。

裏面をお願いいたします。

第4項は、この条例の施行に関しての規則への委任規定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

議案第1号及び議案第2号の2件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、3月7日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第5、議案第3号 利根町行政財産使用料徴収条例から日程第10、議案第8号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第3号について、武藤財政課長。

〔財政課長武藤武治君登壇〕

○財政課長（武藤武治君） 議案第3号 利根町行政財産使用料徴収条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、現行の利根町行政財産の使用料徴収条例の全部を改正するものでございまして、提案理由にもありますとおり、自動販売機設置に伴う使用料を役場庁舎と出先機関を問わず町内公共施設間で統一すること。また、役場庁舎1階多目的ホール及びイベントホールの使用料を、利用しやすいようにこれまでの半日または1日単位のものを1時間単位に利便性を高くして、貸し出しできるようにするものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料によりご説明申し上げます。

左側が現行で右側が改正案でございます。

まず、第1条は趣旨ですが、現行は地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合においてと規定しておりますが、第238条の4第7項は、使用を許可することができるという条文のため、使用料に関しては、改正案のとおり地方自治法第225条の行政財産の使用または公の施設の利用につき、使用料を徴収することができる規定されている第225条から引用するのが適当であるため改めるものでございます。

次に、第2条は使用料の額で、現行では、第2条から第6条までを条文で表記しておりますが、改正案では第2条及び別表での表記としております。別表第1では、土地と建物の使用料の算出方法を記載しております。土地建物につきましては、現行どおりで変更はありませんが、そのほかに電柱地下埋設物の設置を追加してございまして、この電柱地下埋設物設置の使用料を道路専用料と同額としております。また、備考4に算出した使用料の額が100円に満たない場合は、使用料は100円とするとしております。

別表第2では、全ての自動販売機と現金自動預け払い機いわゆるATMを定額とし追加しております。自動販売機の屋内1台当たりの1年間の使用料は1万2,000円で、屋外はその半額の6,000円とし、現金自動預け払い機を1施設で1年間1万2,000円としております。

次に、利根町役場庁舎内多目的ホールとイベントホールで平日の午前、午後、夜間及び1日の区切りをなくし、1時間単位で1,000円としております。そのほかは、今回の改正にあわせ、条文の整備を行ったものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 暫時休憩といたします。再開を11時05分といたします。

午前10時51分休憩

午前11時05分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） 先ほど提案しました議案の概要について、説明漏れがございましたので、説明させていただきます。

議案第23号は、利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてで、地方税法第423条第3項の規定により提案し、議会の同意を求めるものでございます。

議案第30号は、平成30年度利根町介護保険特別会計予算で、総額を歳入歳出それぞれ14億6,444万8,000円とするもので、対前年度比1,853万4,000円の増、率にして1.3%の増となります。

○議長（船川京子君） 発言が終わりました。

次に、議案第4号について、大塚福祉課長。

〔福祉課長大塚達治君登壇〕

○福祉課長（大塚達治君） それでは、議案第4号 利根町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正は、提案理由にもありますように、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の改正に伴いまして、災害援護資金の貸し付け利率や償還方法の拡充など、関係規定の改正を行いたいので提案するものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

最初に、第14条の改正でございます。

今回の施行令の改正によりまして、災害援護資金の貸し付け要件が緩和され、貸し付け資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならないという保証人の必

置義務が撤廃されております。施行令の改正で貸し付けの際の保証人に関する事項が削除され、条例で保証人に関する新たな規定を盛り込むことが必要となることから、第14条のみなしを利率から保証人及び利率に改めるものでございます。

第1項の本文の改正では、保証人を立てられない被災者が災害援護資金の貸し付けを受けられるよう、災害援護資金の貸し付けを受けようとするものは、保証人を立てることができるのと新たに第1項として加えるものでございます。

第2項は、これまでの貸し付け利率は年3%とされておりましたが、法改正によりまして、年3%以内で条例で定める率とされたことから、保証人を立てる場合は無利子と、保証人を立てない場合は1.5%と貸し付け要件を緩和するものでございます。

この貸し付け利率につきましては、平成23年6月になりますが、議会定例会でご承認いただきました改正条例にございます東日本大震災に対処するための災害援護資金の貸し付け要件等の特例規定、附則で定めたものでございますが、その特例規定に準拠し、保証人を立てる場合は無利子に、保証人を立てない場合は1.5%に設定したものでございます。

次に、第3項でございます。こちらは、第1項の保証人に対する連帯債務について、新たに規定するもので、施行令の改正によりまして、保証人の必置義務に関する規定が削除されたため違約金を含む保証人の連帯債務に関しまして、新たに第3項として規定するものでございます。

次に、第15条の改正でございます。第15条第1項では、これまでの返済方法ですが、年賦償還または半年賦償還のいずれかでありましたが、今回の改正では、月賦償還による償還方法も選択取得、加えることで被災者の負担軽減を図ろうとするものでございます。

次に、第3項でございます。この第3項は、貸付金の償還免除や一時償還、また償還金の支払い猶予などの取り扱い上の根拠規定でございまして、法令の引用規定となっております。今回の施行令の改正に伴いまして、保証人という事項を削除するとともに、保証人に関する条文が1条繰り上がりまして、第12条を第11条に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございまして、第2項は、その経過措置をうたったものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第5号について、岡野子育て支援課長。

〔子育て支援課長岡野成子君登壇〕

○子育て支援課長（岡野成子君） それでは、議案第5号 利根町子育て応援手当支給条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

提案理由としましては、平成22年度から実施してきました利根町子育て応援手当は、少子化対策の一つとして、複数の子供がいる家庭の経済的な負担を軽減するため、第2子以降出産した場合に、第2子誕生に50万円を、第3子以降の誕生に100万円の手当を15年分割で支給しておりますが、現状として出生者数が減少傾向にあり、加えて、事業費負担によ

る財源の確保が難しいことから、現事業を見直して、第1子から対象とする全てのお子さんの出生を祝う新たな支援事業へと見直しを図る必要があると判断したため、平成31年度をもって、この事業を廃止したいので提案するものでございます。

この判断に至った理由でございますが、事業開始から8年間が経過し、平成29年度までの実績により事業効果を検討した結果、開始初年度45人の新規受給者が、平成29年度は24人となってしまい、残念ながら数値として顕著な事業効果が認められる人数には至りませんでした。今年度はさらに減って、現時点で12名です。町全体の出生数から見ましても、平成22年度90人が平成29年度は43人と半分以上となってしまい、第2子以降はもちろんのこと、第1子の出生も減少しており、第1子から対象とする新たな支援事業へと見直しを図っていく必要があります。

次に、事業費負担の面から申し上げますと、平成29年度決算における単年度支給額は1,239万円で、平成29年度末時点での15年分割による2支給額は約1億2,500万円となりました。このように応援手当は、15年分割で支給する事業ですので、毎年度の支給額はふえ続けていき、事業開始から15年後の2024年度にピークとなり、未支給額もふえ続けていきます。

また、応援手当の財源で申し上げますと、この事業は、町の単独事業であるため、全額を町費で賄わなければなりません。当初財源としていた利根町地域づくり特別対策事業基金の基金残高が平成28年度末には、614万2,000円となってしまい、単年度の支払いもできない状況となりました。町税等の収入の伸びが期待できない状況で、平成29年度以降は、この事業を継続するため借入金で財源を確保しております。このまま借入金で事業を継続しますと、将来、子供たちが返済しなければならない負債をふやし続けることになってしまいます。

この現状を小学生までのお子さんの保護者の方全員にお知らせし、この事業の廃止と第1子からの全てのお子さんを対象とする支援事業へと支給額も含めて、見直しを図っていくことについてアンケート調査をしたところ、回答された方の半数以上の方から賛同が得られましたので、平成31年度をもって、この事業を廃止したいので提案したものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表により改正内容をご説明させていただきます。

附則に第2項として、この条例の施行規定を追加しまして、この条例は、平成32年3月31日限りその効力を失うとするものでございます。1年後の平成32年3月31日としましたのは、条例第3条に定める支給対象者の要件として、住民票が作成された日から出生の日まで引き続き1年以上利根町に住所を有するという要件があることから、既に転入されて来年度出産予定の方を対象とすることと、事業の取りやめを周知する期間を設けることによるものでございます。

また、ただし書き規定で、同日までに第4条の規定により交付決定を受けたものについ

ては、同日後もなおその効力を有するとしましたのは、15年分割で支給する事業でありますので、既に受給者として支給決定をした方に対して、今後も応援手当を支給するためでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第6号について、川上保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長川上叔春君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（川上叔春君） 議案第6号 利根町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足してご説明申し上げます。

今回の改正は、提案理由にもありますとおり、後期高齢者医療保険料の普通徴収に係る12月の保険料の納期を改めるものでございます。

現在、後期高齢者医療保険料以外の町税や国民健康保険税、また、介護保険料の12月に係る納期が全て当月25日となっていることから、その整合性を図り統一するため改正するものでございます。

それでは、参考資料の新旧対照表によりまして、ご説明申し上げます。

第4条第1項中の第6期の12月1日から同月31日までを12月1日から同月25日までに改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 次に、議案第7号について、大越経済課長兼農業委員会事務局長。

〔経済課長兼農業委員会事務局長大越直樹君登壇〕

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、議案第7号の農業近代化資金借り入れ利子補給条例等の一部を改正する条例について、補足してご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、竜ヶ崎農業協同組合、茨城かすみ農業協同組合、土浦農業協同組合が合併をし、平成31年2月1日水郷つくば農業協同組合が誕生したことにより、関係条例中の団体名を改めたいので提案するものでございます。また、この議案は、三つの条例改正を一つの条例として提出させていただいております。

それでは、参考資料の新旧対照表によりご説明させていただきます。

第1条の農業近代化資金借入利子補給条例、第2条の営農資金借入利子補給条例、第3条の利根町農業災害経営資金利子補給及び損失補償条例の一部を改正については、条文中の団体名竜ヶ崎市農業協同組合を水郷つくば農業協同組合に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第8号について、飯塚企画課長。

〔企画課長飯塚良一君登壇〕

○企画課長（飯塚良一君） 議案第8号 利根町企業立地促進条例の一部を改正する条例

につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、利根町企業立地促進条例、平成21年利根町条例第17号の一部を改正するもので、提案理由にもありますとおり、現行の条例が平成31年3月31日に失効する規定となっていることから、引き続き町内の企業立地を促進し、雇用の創出と地域の活性化を図るため、本条例の有効期限を5年間延長したいので提案するものでございます。

それでは、議案第8号 参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。

附則第2項の失効の規定でございますが、現行の平成31年3月31日を改正案のとおり、平成36年3月31日に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第3号から議案第8号までの6件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月15日に質疑、討論、採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第11、議案第9号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第4号）から日程第16、議案第14号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの6件を一括議題とし、補足説明を求めます。

まず、議案第9号について、武藤財政課長。

〔財政課長武藤武治君登壇〕

○財政課長（武藤武治君） 議案第9号 平成30年度利根町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

5ページをお開き願います。

第2表、継続費補正でございますが、款2総務費、項1総務管理費、事業名が第5次総合振興計画策定業務委託は、事業期間内に計画書の印刷製本が間に合わないため、事業期間を1年延長し平成31年度までとするとともに、平成30年度と平成31年度の事業費の年割り額を記載のとおり変更するものでございます。

次の款3民生費、項2児童福祉費の利根町子ども子育て支援事業計画第2次策定業務委託は、契約締結により事業費が固まったので、総額を202万5,000円減額し408万2,000円とするものでございます。年割り額につきましては、記載のとおりでございます。

次の款7土木費、項4都市計画費の都市計画マスタープラン業務委託は、総合振興計画と同様に計画書の印刷製本が間に合わないため、事業期間1年延長し平成31年度までとす

るとともに、平成30年度と平成31年度の事業費の年割り額を記載のとおり変更するもの
でございます。

次に、第3表、繰越明許費でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が道路維持工事事業で4,264万円の計上
でございます。これは、町道3路線の維持管理事業で、まず1路線目の羽根野台地内の町道10225線外
道路修繕工事で茨城県南水道事業団の配水管布設替え工事に不測の日数を要したこと。次に、
2路線目は布川下柳宿地内の町道2145線排水整備工事で、地権者からの要望により設
計の再検討が必要になったことから工事着手までに不測の日数を要したこと。3路線目の
惣新田裏立木地内の町道1190号線の舗装修繕工事は、稲敷土地改良事務所の排水樋管工
事が工期延長となったことに伴うものでございます。

次に、同じ款、項の事業名が道路改良工事事業は、2,112万8,000円の計上
でございます。これは、町道2路線の道路改良工事に係る業務委託で、大房地内の町道112号線の
拡幅改良工事のための道路測量設計業務委託と立木地内の町道1234号線外の道路測量設計と
用地測量業務委託で、道路線形を決定するための地権者との協議に不測の日数を要している
ため、事業費を翌年度へ繰り越すものでございます。

6ページをお開き願います。

第4表、債務負担行為補正でございます。住民情報システム機器賃借は、現在世界的に
パソコンに使われているパソコンの頭脳や心臓部とも言われているCPUが不足している
関係で、住民情報システムに使うパソコンの調達が期限までに間に合わないため、賃借期
間を1年延長し平成36年度までとするものでございます。

第5表、地方債補正でございます。起債の目的で、防災行政無線デジタル化整備事業債
は、平成30年度事業費の確定によりまして、限度額を50万円減額し1億950万円とするもの
でございます。

次の過疎対策事業債は、限度額を3,730万円減額し1億6,010万円とするもの
でございます。内訳でございますが、ハード事業分は、平成30年度の事業費の確定により、
5,100万円を減額するもので、ソフト事業分は、今般福祉バス運行事業と病児保育事業、
中学校対外試合補助金について、2次配分をいただくことができたことにより、1,370万
円の増額計上でございます。

なお、起債の方法、利率及び償還方法につきましては変更ございません。

詳細につきましては、歳入の款20の町債でご説明申し上げます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

款11分担金及び負担金、目1民生費負担金は14万3,000円を減額するもので、養護老人
ホーム入所者の退所に伴う減額でございます。

款13国庫支出金、目1民生費国庫負担金は、1,651万2,000円を減額するもの
でございます。

す。

節2 児童福祉費負担金は、子供のための教育、保育給付費負担金で、入所児童が当初見込みより少なかったことに伴う減額でございます。

次の節3 国民健康保険事業費負担金は、保険基盤安定負担金で被保険者数の減少により、保険税軽減対象者が減となったことによる減額でございます。

次の節4 児童手当負担金は、当初見込みより支給対象児童数が少なかったことによる減額でございます。

節5 介護保険事業費負担金は、低所得者保険料軽減負担金で介護保険料第1段階対象者が当初見込みより多かつたための増額でございます。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、30万7,000円の増額でございます。

節1 総務管理費補助金は、社会資本整備総合交付金の空家活用促進助成分で、本年度申請がないための減額。一方、定住促進助成分は、当初見込んでいた申請件数よりも多かつたための増額。また、地方創生推進交付金は、地方創生推進交付金充当事業の事業費減に伴う減額でございます。

次の節6 消費税引き上げに伴う交付金、低所得者子育て世帯は、消費税の10%引き上げにより消費への影響が予想されることから、プレミアムつき商品券を発行することでその影響を緩和させるため、プレミアムつき商品券発行のための事務費交付金として交付されるものでございます。

次に目2 民生費国庫補助金は183万7,000円の減額で、節1 社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金は、障がいを持たれている方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援する事業で、平成30年度国庫補助金の内示額が当初見込みより少額であったため減額するものでございます。

目4 土木費国庫補助金は、1,281万6,000円の減額でございます。

節1 土木費補助金の社会資本整備総合交付金、狭隘道路整備等促進事業分は、平成30年度配分額の決定による減額。また、防災安全社会資本整備交付金の道路事業は、平成30年度交付金額の決定による減額でございます。

次に、目5 教育費国庫補助金は、21万1,000円の減額でございます。

節1 事務局費補助金の私立幼稚園就園奨励費補助金と節3 中学校費補助金の特別支援教育就学奨励費補助金は、それぞれ補助対象者の確定に伴う減額でございます。

目6 農林水産業費国庫補助金は326万1,000円の増額で、機構集積協力金交付事業費補助金として、農地中間管理事業の面積確定及び経営転換農業者が決定したことによるものでございます。

10ページをお開き願います。

目7 消防費国庫補助金は67万円の増額で、洪水ハザードマップ作成に係る社会資本整備総合交付金でございます。

次に、款14県支出金、目1民生費県負担金は、1,324万3,000円の減額でございます。

節1社会福祉費負担金は、障害者自立支援給付費負担金と障害児施設措置費負担金で、これは障害福祉サービス事業の自立支援給付費と障害児施設措置費給付費のいずれも申請者数が伸びているための増額でございます。

節2国民健康保険事業費負担金の保険基盤安定負担金は、国庫負担金と同様で被保険者数の減少により、保険税軽減対象者が減となったことによる減額でございます。

節3後期高齢者医療費負担金の保険基盤安定負担金は、平成30年度負担金の決定に伴う減額でございます。

節4児童福祉費負担金の子供のための教育、保育給付費負担金は、国庫負担金と同様で、当初見込みより入所児童が少なかったことによる減額でございます。

節5児童手当負担金も国庫負担金と同様で、当初見込みより支給対象児童数が少なかったことによる減額でございます。

節6介護保険事業費負担金は、国庫負担金と同様で、低所得者保険料軽減負担金の介護保険料第1段階対象者が当初見込みより多かつたための増額でございます。

次に、項2県補助金、目1総務費県補助金は44万7,000円の増額で、節1市長村事務処理特例交付金は、交付額の確定に伴う増額でございます。

節3街灯防犯カメラ設置促進事業補助金は、2機設置した街灯防犯カメラ事業が今年度新設された県補助金の採択を受けたための増額でございます。

次に、目2民生費県補助金は、588万8,000円の減額でございます。

節1社会福祉費補助金は、地域生活支援事業補助金で国庫補助金同様、障がいを持たれている方への支援費で、平成30年度の県補助金の内示額が当初見込みより少額であったための減額でございます。

節3医療福祉費補助金は、小児の医療給付費が当初見込みより少なかったことに伴う減額でございます。

節4児童福祉費補助金は、民間保育所等乳児と保育事業費補助金で、当初見込みより補助対象児童数の増による増額でございます。

次の子供のための教育、保育給付費、地方単独費用補助金は、当初見込みより1号認定の入所児童数が少なかったことによる減額でございます。

次の多子世帯保育料軽減事業費補助金は、当初見込みより補助対象となる4階層及び5階層の対象者数が多かつたことによる増額でございます。

次に、目4農林水産業費県補助金は、40万4,000円の増額でございます。

節1農業委員会補助金は、農業委員会交付金の平成30年度の交付額決定に伴う増額でございます。

節2農業振興費補助金の機構集積協力金は、当初県補助金として計上していましたが、国庫補助金に組みかえたことにより減額となっております。

節3 水田農業対策費補助金は、経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金で平成30年度交付額の確定に伴う増額でございます。

節5 基盤整備促進事業促進費補助金は、歳入の組みかえで、利根北部地区基盤整備事業に係る龍ヶ崎市からの負担金をこの県補助金で計上していただきましたので、今回同額を雑入へと組みかえております。

次に、目6 土木費県補助金は、6万4,000円の減額でございます。

節1 住宅費補助金は、被災住宅復興支援事業補助金で、これは、東日本大震災で被災し復興住宅を建築するために借り入れた資金を5年間にわたって利子補給するもので、新規申請がなかったための減額でございます。

次に、項3 県委託金、目1 総務費県委託金13万3,000円の減額で、節3 統計調査費委託金は、住宅土地統計調査の確定に伴う減額でございます。

次に、款15 財産収入、目1 利子及び配当金は2万6,000円の増額で、基金利子の確定に伴うものでございます。

項2 財産売却収入、目1 不動産売却収入は、159万9,000円の増額でございます。これは、節1 土地売却収入で、加納新田字上野原35番8の町有地293.54平方メートルの売却収入でございます。

款16 寄附金、目2 総務費寄附金は、がんばる利根町応援寄附金で95万8,000円の増額でございます。これにより、平成31年1月末までの平成30年度寄附金総額は、360万4,000円となっております。

次に、款17 繰入金、目1 財政調整基金繰入金は1億4,491万6,000円の減額で、今回の補正予算の財源調整による余剰分を基金に繰り戻すものでございます

次に、目3 茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金繰入金は、185万2,000円の減額で、浄化センター周辺工事費の確定に伴い、基金へ繰り戻すものでございます。

目6 利根町都市計画事業基金繰入金は615万円の減額で、公共下水道会計の利根フレッシュタウン北側の雨水路改修工事に係る設計費の契約差金を、基金へ繰り戻すものでございます。

目7 がんばる利根町応援基金繰入金は16万円の減額で、シルバーカー購入補助金に充てた事業費の残額分を基金に繰り戻すものでございます。

12ページをお開き願います。

款19 諸収入、目1 貸付金元利収入は、138万9,000円の増額でございます。東日本大震災に伴う災害援護資金貸付金で、主に2件の繰り上げ償還があったことによるものでございます。

次に、項4 雑入、目3 雑入は、4,332万1,000円の増額でございます。前年度保健福祉センター入場者の傷害保険精算に伴う返還金と過年度障害者自立支援給付費の国庫負担金追加交付金、県補助金から組みかえた基盤整備事業に係る利根北部促進費龍ヶ崎市負担金に

よる増額でございます。

次に、款20町債，目3消防債は，50万円の減額でございます。これは，防災行政無線デジタル化整備事業債で，2カ年にわたって実施しました事業が終了したことに伴う減額でございます。

目4過疎対策事業債は，3,730万円の減額でございます。内訳といたしまして，節1過疎対策事業債は，ハード事業分で説明欄の上から順に申し上げますと，利根北部地区基盤整備事業は，平成30年度の事業費確定に伴う減額。次の社会資本整備総合交付金事業は，事業債の対象となる狹隘道路の町道1234号線外の道路測量，設計業務等の事業費の確定に伴う増額でございます。

次の利根西部地区基盤整備事業は，平成30年度事業確定に伴う減額。防災安全社会資本整備交付金事業は，事業内容の変更に伴う減額。町道整備事業は，事業費の確定に伴う減額。保健福祉センター整備事業及び公共施設案内標識設置工事も事業費の確定に伴う減額でございます。

次に，節3過疎対策事業債，ソフト事業限度額越え分は，平成30年度の過疎対策事業債のソフト事業分で，今回福祉バス運行事業と病児保育事業，中学校対外試合補助金の3事業について，2次配分をいただくことができたことによる増額計上でございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして，歳出でございますが，歳出補正のほとんどの増減につきましては，今年度未までの事業費の確定分，または確定が見込まれるものにつきまして，補正するものでございます。

なお，説明におきまして，節2給料，節3職員手当等，節4共済費の職員給与費につきましては，人事院勧告に伴う給与改定等の条例改正によるものと中途退職，育児休業等に伴う各種手当認定及び取り消しに伴う増減でございますので，それ以外の主なものにつきまして，ご説明申し上げます。

それでは，13ページをごらんください。

款1議会費は，17万2,000円の減額でございます。減額の主な理由でございますが，議会活動費の会議録の反訳とその印刷製本，事務局費の議会広報の印刷製本費の契約差金による減額でございます。

14ページをお開き願います。

款2総務費，目1一般管理費は，10万1,000円の増額でございます。職員給与費で退職手当負担金等の増額によるものと，職員研修事業で今年度若手職員の研修を実施しましたが，研修に際し宿泊費も計上していましたが，宿泊が少なく日帰りが多かったため，特別旅費で17万9,000円を減額するものでございます。

次に，目3財政管理費は，16万4,000円の増額でございます。がんばる利根町応援寄附募集事業の謝礼品と手数料の増額でございます。

目5 財産管理費は、財源の組みかえのみでございます。

目6 企画費は、266万6,000円の減額でございます。これは、シティプロモーション事業の事業費、事業確定見込みに伴う委託費の減額と、第5次総合振興計画策定事業の継続費補正に伴う減額でございます。

目7 まちづくり推進事業費は、293万4,000円の減額でございます。空家活用促進事業と定住促進事業は、それぞれの事業費確定による減額でございます。

16ページをお開き願います。

地域おこし協力隊事業は、隊員2名のうち1名が平成30年12月末をもって退任したことに伴う減額でございます。

次の学校跡地利活用事業は、旧東文間小学校跡地の利活用について、土地利活用推進協議会を開けるよう予算計上しましたが、年度内に会議の開催できる状況にならなかったため、減額するものでございます。

目9 行政事務改善費は75万4,000円の減額で、電子自治体推進事業で、主なものとして財務会計・グループウェアシステム及びL G W A N 賃借料と住民情報システム機器賃借料で、いずれも契約差金でございます。

18ページをお開き願います。

項2 町税費、目2 賦課徴収費は、661万円の減額でございます。住民税と賦課事務費は、臨時個人料で常勤勤務として計上していましたが、短時間勤務になったことと契約期間が半年短くなったことによる減額。また、通信運搬費は郵送料で、当初特別徴収において、個人番号記載するものとして簡易書留用で予算計上しましたが、個人番号を記載なしでの執行により、普通郵便で郵送できたことによる減額。その他税務関係電算業務委託と税務システム賃借料につきましては、契約差金でございます。

19ページをごらんください。

次に、項5 統計調査費、目2 諸統計調査費は18万4,000円の減額で、住宅・土地統計調査の事業費確定に伴う減額でございます。

20ページをお開き願います。

款3 民生費、目1 社会福祉総務費は、66万3,000円の増額でございます。職員給与費の時間外勤務手当が減額になっておりますが、障害福祉サービス事業の自立支援給付費と障害児施設措置費給付費の申請者数が伸びており、増額となっております。

次の目2 老人福祉費は、252万2,000円の減額でございます。これは、老人福祉週間記念事業で、100歳達成者記念祝い金と米寿達成者記念祝い品で、いずれも事業費の確定に伴う減額。敬老会開催事業は、台風の接近により敬老会をやむなく中止にしたことによる減額でございます。また、老人ホーム入所措置費事業の老人保護措置費、単位老人クラブ助成事業の老人クラブ補助金、シルバーカー購入補助事業の購入費補助金は、おおむね事業費の確定に伴う減額でございます。

次の目3国民年金事務費は、28万8,000円の減額でございます。職員給与費のほか、次のページになりますが、国民年金関係CS機器使用料の契約差金でございます。

目5医療総務費の601万5,000円の減額は、職員給与費のほか、国民健康保険特別会計繰出金で、事業勘定への繰出金を減額するもので保険基盤安定負担金の減額によるものでございます。

目6医療福祉費は1,380万7,000円の減額で、医療福祉CSシステム使用料は、契約差金による減額。扶助費の自己負担医療給付費、特例小児医療給付費、小児医療給付費は、今年度の給付見込みにより減額しております。

目8介護保険費の14万9,000円の減額は、介護保険特別会計への繰出金で地域支援事業などの減額に伴うものでございます。

目10保健福祉センター費は、128万5,000円の減額でございます。職員給与費は、増額となっておりますが、保健福祉センター運営事業で、福祉バスの運転手賃金が勤務時間数の減と通勤費対象者の減による減額と、保健福祉センター改修工事の契約差金による減額。高齢者福祉事業は、趣味クラブ講師の体調不良等に伴い講座を開設できなかったことによる報償費の減額でございます。

24ページをお開き願います。

目11後期高齢者医療費の353万6,000円の減額は、後期高齢者医療特別会計の広域連合への療養給付費、町負担金等の納付額の決定に伴う減額でございます。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、268万2,000円の減額でございます。

25ページをごらんください。

子育て応援手当支給事業は、支給対象児童数が見込みより少なかったための減額で、子ども子育て支援事業の利根町子ども・子育て支援事業計画（第2期）策定業務委託は、契約差金でございます。

次に、目2児童措置費は、3,625万6,000円の減額でございます。内訳といたしまして、保育所委託料支給事業は当初見込みより低年齢の入所児童が少なかったため、文間保育園と東文間保育園の委託料を減額するものでございます。保育所等補助金事業は、民間保育所と乳児等保育事業費補助金で、当初見込みより補助対象となる1歳児の入所児童が多かったことによるものと、過年度子ども子育て支援交付金返還金で、平成29年度国庫補助金の保育所等補助金事業分の補助費確定に伴う返還金でございます。

次の児童手当交付事業は、支給対象児童が見込みより少なかったことによる減額でございます。

26ページをお開き願います。

施設型給付費支給事業は、当初見込みより入所児童が少なかったため、布川保育園と大和幼稚園が減額となっております。また、地域型保育給付費支給事業は、もえぎ野わかば保育園給付費で、当初見込みより入所児童が少なかったことによる減額でございます。

次の多子世帯保育料軽減事業は、当初見込みより補助対象の4階層及び5階層の対象者が多かったことによる増額でございます。

次の目4放課後児童健全育成事業費は77万円の増額でございます。これは、過年度子ども子育て支援交付金返還金で、平成29年度国庫補助金の放課後児童対策事業分の事業費確定に伴う返還金でございます。

次に、款4衛生費、目1保健衛生総務費は317万4,000円の減額でございます。母子保健事業の需用費は、妊産婦、乳児健康診査受診表を印刷する予定でいましたが、前年度の残数で対応できたための減額と、妊産婦、乳児検診委託及び産後ケア業務委託ともに対象者が見込みより少なかったことによる減額でございます。

目2予防費は、400万3,000円の減額でございます。予防接種事業の個別予防接種委託は、個別予防接種の接種者が少なかったことによる減額。また、高齢者インフルエンザ助成券作成業務委託は、契約差金でございます。

次の目4環境衛生費は、4万円の増額でございます。

28ページをお開き願います。

職員給与費は増額となっておりますが、環境衛生事業の空家等対策協議会委員報酬は、会議を開催する案件がなかったことによる減額でございます。

29ページをごらんください。

款5農林水産業費、目1農業委員会費は、18万3,000円の減額でございます。事務局費の費用弁償につきましては、今年度の執行見込みによる残額でございます。

目3農業振興費は、250万1,000円の減額でございます。次のページになりますが、内訳といたしまして、農業近代化資金借入利子補給事業は、制度内容の変更により5年間無利子になったことによる減額でございます。

次の機構集積協力金交付事業は、農地中間管理事業の面積確定及び経営転換農業者の決定により、額が確定したことによる増額でございます。

がんばる農業者応援事業及び利根うめえもんどころ認定事業につきましては、それぞれの助成金の申請が少なかったことによる減額でございます。

稲刈り体験事業は、昨年10月14日に実施した稲刈り体験授業の執行残でございます。

次の目4水田農業対策費は、76万9,000円の減額でございます。生産調整推進対策事業は、米の生産調整達成者奨励補助金の確定に伴う減額。低所得安定対策等推進事業は、茨城県の低所得安定対策等推進事業費補助金の追加配分が決定したことに伴う増額でございます。

目5農地費は、4,059万円の減額でございます。これは、利根北部、西部、南部地区の基盤整備事業で、いずれも平成30年度の事業費が確定したことによる負担金の減額でございます。

32ページをお開き願います。

次に、款6商工費、目2商工振興費は、152万円の増額でございます。これは、町内共通

商品券販路拡大事業の消費税引き上げ対策分で歳入でも申し上げましたが、本年10月の消費税引き上げに伴う低所得者、子育て世帯主向けのプレミアムつき商品券を発行するための業務委託費の計上で、全額国から交付されるものでございます。

款7 土木費，目1 道路橋梁総務費は、23万4,000円の増額でございます。職員給与費を除き道路台帳整備事業は、平成30年度の道路台帳補正業務の確定による減額でございます。

目2 道路維持費は、1,448万4,000円の減額でございます。次のページにかかりますが、これは、道路維持工事，町道除草工事，街路樹管理，街路灯管理，利根浄化センター周辺生活環境施設整備及び道路改良工事事業の委託料及び工事請負費ともに平成30年度の契約差金を含めた事業費の確定に伴う減額でございます。

36ページをお開き願います。

項4 都市計画費，目1 都市計画総務費は、257万9,000円の減額でございます。都市計画事務は、都市計画マスタープラン業務委託の継続費補正に伴う減額でございます。

次に、被災住宅復興支援事業は、新規申請がなかったことによる利子補給金の減額でございます。

目2 公園費は450万円1,000円の減額で、公園事務事業の業務委託費と草刈機購入の確定による減額でございます。

目3 下水道費は1,616万1,000円の減額で、公共下水道事業費等の確定により一般会計からの公共下水道事業特別会計への繰出金を減額するものでございます。

次に、款8 消防費，目4 水防費は57万6,000円の減額で、平成30年度は、水防出動費の河川増水による水防出動がなかったことによる減額でございます。

目5 防災費は、338万5,000円の減額でございます。防災施設費の総合防災マップ冊子型作成業務委託及び避難所等案内表示板設置工事は、契約差金による減額でございます。また、防災メール連携用ファイアウォール設置工事は、既存のシステムに組み込まれていたため不要となり減額するものでございます。

38ページをお開き願います。

款9 教育費，目2 事務局費は、266万8,000円の減額でございます。内訳としまして、学校給食運営事業は、年度途中で給食調理員が退職したことによる臨時個人料等の減額でございます。また、学校給食費助成金は、当初見込みより対象児童生徒数が少なかったことによる減額でございます。

教職員健康管理事業は、委託業務の確定に伴う契約差金によるものでございます。

私立幼稚園就園奨励費補助金は、今年度の確定に伴う減額でございます。

目3 語学指導事業費は43万2,000円の減額で、外国語指導講師派遣業務委託の契約差金によるものでございます。

目4 教育研究指導費は、356万4,000円の減額でございます。内訳としまして、教育研究指導事業では、学校の夏休みや冬休みなどの長期休業中の勤務がなかったことによる教育

相談員報酬と通勤費である費用弁償の減額。学校行事送迎バス運行業務の契約差金による減額。教育支援事業は、次のページになりますが、教育支援員報酬で主任児童員1名を除いたほかの委員は、学校及び役場関係者で構成されており給与が重複してしまうため減額するものでございます。

学力向上推進事業は、東京芸術大学美術指導員謝礼で、中学校での指導時間の実績による減額でございます。

次の特別支援教育支援員派遣事業は、支援員1名が病気になり勤務できなくなってしまう、補充もできなかったことによる減額。小中学校非常勤講師配置事業は、TTの講師1名を配置できなかったための減額でございます。

次に、項2小学校費、目1学校管理費は、568万2,000円の減額でございます。

次のページになりますが、小学校運営事業の小学校児童通学用バス運行業務委託、児童健康管理事業の学校集団検査業務委託及び小学校設備整備事業の校務用パソコン購入は、いずれも事業費の確定に伴う減額でございます。

目2教育振興費は、103万3,000円の減額でございます。小学校教育助成事業は報償費で卒業記念品購入の当初見込み数の減によるものと要・準要保護児童就学援助事業の認定者が見込みより少なかったことによる減額でございます。

42ページをお開き願います。

次に、項3中学校費、目1学校管理費は、139万5,000円の減額でございます。生徒健康管理事業は、小学校と同様に学校集団検査業務委託の事業費確定による減額。中学校設備整備事業は、中学校向けタブレット対応学習活動支援ソフト導入業務委託と校務用パソコン購入で、いずれも事業費の確定に伴う減額でございます。

目2教育振興費は、152万1,000円の減額でございます。中学校教員助成事業の卒業記念品は、契約差金によるものと要・準要保護生徒就学援助事業及び特別支援教育生徒就学奨励費交付事業は、認定者が見込みより少なかったことによる減額でございます。

次に、項4社会教育費、目2公民館費は、11万1,000円の減額でございます。成人式典事業の消耗品は、新成人への記念品の契約差金による減額でございます。

44ページをお開き願います。

目3生涯学習センター費は54万円の減額で、生涯学習センター設備監理業務委託の契約差金による減額でございます。

次の目7柳田國男記念公苑費は24万7,000円の減額で、給湯器交換工事の契約差金による減でございます。

款11諸支出金、目1財政調整基金費、目2利根町地域福祉基金費及び目3新利根川治水対策整備基金費は、いずれも平成30年度の基金利子の確定による積立金の増額でございます。

次の目4がんばる利根町応援基金では、歳入でご説明しました95万8,000円の寄附金の増

額に伴う積み立てでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 暫時休憩といたします。再開を13時30分といたします。

午後零時06分休憩

午後1時30分開議

○議長（船川京子君） 会議を再開する前に、午後から狩谷保健福祉センター所長が出席しておりますので、ご報告いたします。

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第10号について、川上保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長川上叔春君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（川上叔春君） 議案第10号 平成30年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

初めに、事業勘定から申し上げます。4ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございますが、款6保険事業費、項2特定健康診査等事業費、事業名が糖尿病性腎症重症化予防指導業務委託で、207万1,000円の計上でございます。この事業は、今年度からスタートした新規事業であります。糖尿病性腎症重症化予防の指導対象者の選定とあわせて、その対象者のかかりつけの医師ドクターですけれども、かかりつけの医師の同意も必要となるため事業の初年度ということもあまして、指導対象者の選定とかかりつけの医師の同意交渉に時間を要し、年度内に事業が完了しないため翌年度に繰り越して実施するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1保険基盤安定繰入金の保険税軽減分が525万3,000円の減額。同じく節2保険基盤安定繰入金保険者支援分が146万9,000円の減額で、いずれも交付額の決定により減額するものでございます。

節3職員給与費等繰入金は、委託料と使用料の契約差金などで110万1,000円の減額。節5財政安定化支援事業繰入金は、交付額の決定により167万円の増額でございます。

同じく項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は45万7,000円の減額で、今回の歳入歳出の減額補正により、基金繰入金の一部を繰り戻すものでございます。

款6諸収入、項1延滞金加算金及び過料、目1一般被保険者延滞金は、122万3,000円の増額。同じく項2雑入、目2一般被保険者第三者納付金は、73万5,000円の増額。目4一般被保険者返納金は24万6,000円の増額で、いずれも収入済額の実績計上でございます。

次のページ、8ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1総務費、項2総務管理費、目1一般管理費は、110万1,000円

の減額でございます。職員給与費は、給与改定に伴い増額となりますが、委託料と使用料及び賃借料は、契約差金の減額でございます。

その下9ページをごらんください。

款3国民健康保険事業費納付金の項1医療給付費分から項3介護納付金分までは、いずれも保険基盤安定繰入金等の交付額決定に伴う財源内訳の変更でございます。

款6保険事業費、項2、目1特定健康診査等事業費は、330万5,000円の減額でございます。これは、主に特定健康診査等業務委託で、今年度の集団検診の受診者数と特定保健指導の利用者数が確定したことによる減額でございます。

続きまして、施設勘定についてご説明申し上げます。15ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1診療収入、項1外来収入、目3後期高齢者診療報酬収入は200万円の増額で、今年度の収入見込みによる増額でございます。

款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、274万5,000円の減額でございます。今回の補正予算で余剰金が出ましたので、基金繰入金の一部を繰り戻すものがございます。

続きまして、歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は、74万5,000円の減額でございます。これは、職員手当等の減額によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 次に、議案第11号について、石川都市建設課長。

〔都市建設課長石川 篤君登壇〕

○都市建設課長（石川 篤君） それでは、議案第11号 平成30年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。款1下水道費、項1下水道費、事業名が霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金で123万9,000円を繰り越しするものでございます。これは、県の利根浄化センターの建設工事に伴う町の負担金でございまして、県の事業が年度内に完了することができないことに伴いまして、繰り越しをするものでございます。

4ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。事業費の確定に伴いまして、起債限度額の変更でございます。

流域下水道事業において、160万円を150万円に、過疎対策事業債流域下水道事業において、70万円を60万円に起債限度額を減額するものでございます。

6ページをお願いいたします。

初めに、歳入からご説明いたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目3下水道維持管理負担金、22万7,000円の減額補正でございます。

これは、龍ヶ崎市南が丘地区の汚水を利根町の汚水幹線で排除されており、維持管理負担金として、排除汚水量1立方メートル当たり38円を乗じて得た額に消費税を加えた額を龍ヶ崎市に負担していただいているところですが、汚水排量が減少したことにより減額するものでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料で474万1,000円の減額補正でございます。内訳は、節1現年度分で600万2,000円の減額補正でございます。これは、人口の減少及び節水トイレの普及などに伴いまして、流出する量が減少したことにより減額となったものでございます。

節2過年度分で126万1,000円の増額補正でございます。これは、滞納整理の実績に伴い、過年度分使用料の増額を行うものでございます。

次に、款4繰入金、項1繰入金、目1一般会計繰入金で1,616万1,000円の減額補正でございます。これは、歳出の減額補正に伴いまして、茨城県利根浄化センター周辺地域生活環境整備基金を38万円減額。利根町都市計画事業基金を615万円減額。償還金利子減額分で53万5,000円減額。そのほか下水道事業支出減額による歳出戻し入れ金として909万6,000円の減額をするものでございます。

次に、款4繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で926万8,000円の減額補正でございます。これは、常南流域下水道基金清算返戻金926万8,000円により減額とするものでございます。

款7町債、項1町債、目1下水道債で10万円の減額補正をするものです。内訳は、節2流域下水道債10万円の減額補正で、霞ヶ浦常南流域負担金事業変更に伴い、減額をするものでございます。

次に、目2過疎対策事業債で10万円の減額補正をするものです。内訳は、節2過疎対策事業債流域下水道10万円の減額補正で、霞ヶ浦常南流域負担金事業変更に伴い、減額をするものでございます。これは、先ほど第3表、地方債補正で説明させていただいた起債限度額の変更内容でございます。

7ページをお願いいたします。続きまして、歳出をご説明いたします。

款1下水道費、項1下水道費、目1公共下水道建設事業費で711万9,000円の減額でございます。内訳でございますが、節2給与などの職員給与費で7万2,000円の増額。13委託料で615万円の減額。これは、利根フレッシュタウン北側の雨水路施設の実施設計業務委託費の確定による請負差金によるものでございます。

19負補交で104万1,000円の減額でございます。これは、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の今年度事業費が確定したことにより減額でございます。

続きまして、目2公共下水道維持管理費で2,294万3,000円の減額でございます。内訳でございますが、節2給与などの職員給与費で3万7,000円の増額。節15工事費で38万円の減額でございます。これは、浄化センター周辺整備工事費の確定による請負差金の減額でござ

ございます。

8 ページをお願いいたします。

節19負補交で2,260万円の減額でございます。これは、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理負担金が確定したことによる減額でございます。

次に、款2公債費、項1公債費、目2利子で53万5,000円の減額でございます。これは、節23償還金利子及び割引料で、公共下水道債、流域下水道債、過疎対策事業債の償還金の確定による減額でございます。

議案第11号の説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第12号について、大津環境対策課長。

〔環境対策課長大津善男君登壇〕

○環境対策課長（大津善男君） 議案第12号 平成30年度利根町営霊園事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

補正予算書2 ページをお願いいたします。

第1表、債務負担行為補正でございます。これは、霊園管理システム機器賃借で、そのシステムに使用するパソコンの調達が期限までに間に合わないため、賃借期間を1年延長し平成36年までに変更するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（船川京子君） 次に、議案第13号について、大塚福祉課長。

〔福祉課長大塚達治君登壇〕

○福祉課長（大塚達治君） それでは、議案第13号 平成30年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明いたします。

今回の補正は、主に保険給付費の伸びに伴う増額と地域支援事業費の見直しによる減額でございます。歳入歳出それぞれ208万1,000円を追加するものでございます。

最初に4 ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。介護保険関係の住民情報システム機器賃借料でございますが、パソコンの中央処理装置であるCPUが不足している関係上、パソコン調達が期限までに間に合わないため、賃借期間を1年間延長し平成36年度までとするものでございます。

続きまして、7 ページをお願いいたします。

歳入でございます。款1介護保険料、目1第1号被保険者保険料で840万円を増額するものでございます。こちらは、被保険者数の増加と滞納繰越分の増額によるものでございます。

次に、款3国庫支出金、目1介護給付費負担金で20万円の増額でございます。こちらは、介護予防サービス給付費の増額分に対する負担金でございます。

次に、項2国庫補助金、目1地域支援事業交付金総合事業で58万4,000円の減額ござい

ます。こちらは、主に介護予防生活支援サービス事業費におきまして、通所型サービスB補助金を活用する住民団体等が見込めないことから減額するものでございます。

次に、目2地域支援事業交付金総合事業以外の事業で15万3,000円の減額でございます。こちらは、主に認知症総合支援事業におきまして、当初二つの事業所の委託予定が1事業所となったため減額するものでございます。

次に、目3保険者機能強化推進交付金で214万7,000円の新規計上となります。こちらは、高齢者の自立支援や重症化予防など、地域の特性に応じた取り組みに対し交付されるものでございまして、評価指標に基づく内示額が示されましたことで、計上するものでございます。

次に、款4支払基金交付金、目1介護給付費交付金は、27万円の増額となります。こちらは、要支援1,2の介護予防サービス利用者数の増加に伴い増額するものでございます。

次に、目2地域支援事業支援交付金で78万8,000円の減額でございます。こちらは、総合事業の対象事業の減額分でございます。内容につきましては、国庫補助金同様に主に第1号通所事業における通所型サービスB補助金を活用する住民団体等が見込めないことで減額するものでございます。

続きまして、款5県支出金、目1介護給付費負担金で12万5,000円の増額となりますが、こちらは、介護予防給付費の増額分に対する負担金となっております。

続きまして、8ページをお願いいたします。

次に、項3県補助金、目1地域支援事業交付金総合事業で36万4,000円の減額となります。こちらは、第1号通所事業などの総合事業対象事業費の減額に伴うものでございます。

次に、目2地域支援事業交付金総合事業以外の事業分で7万7,000円の減額となります。こちらは、主に社会保障充実分である認知症総合支援事業費の減額に伴うものでございます。

続きまして、款6繰入金、目1介護給付費繰入金でございます。こちらは、12万5,000円の増額で、介護給付費の増額分に対する町負担分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、目3地域支援事業繰入金総合事業分で36万4,000円の減額でございます。こちらは、総合事業の減額分に対する町負担分を一般会計へ繰り戻すものでございます。

次に、目4地域支援事業繰入金総合事業以外の事業分で7万7,000円の減額となります。こちらも同様に、町負担分を一般会計へ繰り戻すものでございます。

次に、目5低所得者保険料軽減繰入金で16万6,000円の増額でございます。こちらは、保険料の第1段階対象者が当初見込みより多かったことで、国2分の1、県4分の1、町4分の1の法定繰り入れ分を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、項2基金繰入金、目1介護給付費準備基金繰入金で708万4,000円を減額するものでございます。これは、介護保険料の収入増に伴いまして、基金からの繰り入れが不要と

なったことから全額を基金へ繰り戻すものでございます。

次に、款 8 諸収入、目 5 雑入でございますが、13万9,000円を増額するもので、こちらは、保健センターの入場者、障がい保険料の前年度精算による返還金でございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款 2 保険給付費、目 1 介護予防サービス給付費で100万円の増額でございます。こちらは、要支援 1、2 の認定者が介護サービスを利用した場合の給付費となりますが、利用者数が当初見込みより多かったため増額するものでございます。

次に、款 3 地域支援事業費、目 1 総務費で 9 万7,000円の増額でございます。こちらは、人事院勧告による給与改定に伴う地域包括支援センター職員分の人件費となっております。

次に、目 2 任意事業費で10万円の減額でございます。こちらにつきましては、申請期間中に在宅介護慰労金支給要項に定める支給要件に該当する方からの申請がなかったことで、減額するものでございます。

10ページをお願いいたします。

目 5 認知症総合支援事業で39万6,000円の減額でございます。当初、認知症地域支援の推進業務を町内二つの介護事業所に委託予定でございましたが、2事業所のうち1事業所で人員配置が整わないということから委託料を減額するものでございます。

次に、目 1 介護予防生活支援サービス事業費で288万円を減額するものでございます。こちらは、第 1 号訪問事業におきまして、家事援助や日常生活支援といったサービスを提供したいという法人等、実施団体が現在見込めないことから補助金を減額するものでございます。

また、第 1 号通所事業費の介護予防運動教室委託につきましては、利用見込み者数の減少により、委託料を減額するものでございます。

また、総合事業の第 1 号通所事業負担金につきましては、デイサービス等の利用者数の増加で増額となりますが、通所型サービス B については、現在のところ体操や市民活動、リクリエーションなどといった介護予防事業の実施を希望する非営利団体等、NPO 等からの実施に向けた届け出がないため、補助金を減額するものでございます。

次に、11ページとなりますが、目 1 一般介護予防事業費で18万3,000円の減額でございます。こちらは、主にボランティアポイント交換交付金の減額でございまして、現在制度に規定したボランティア活動を行いたいという方からの参加登録申請がないため、減額をするものでございます。

最後になりますが、款 5 基金積立金、目 1 介護給付費基金積立金で454万3,000円の増額でございます。こちらは、第 1 号被保険者の保険料の増収と事業費の減額等に伴い、剰余金を積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 次に、議案第14号について、川上保険年金課長兼国保診療所事務長。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長川上叔春君登壇〕

○保険年金課長兼国保診療所事務長（川上叔春君） 議案第14号 平成30年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足してご説明申し上げます。

最後のページ、4ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、款1、項1、目1後期高齢者医療保険料は、883万円の増額でございます。これは、被保険者数が当初見込みより増加しているため保険料を増額するものでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1後期高齢者医療繰入金は、268万9,000円の減額。目3保険基盤安定繰入金は69万4,000円の減額で、いずれも後期高齢者医療広域連合への負担額の決定により減額するものでございます。

続きまして、歳出でございますが、款2、項1、目1後期高齢者医療広域連合納付金は、544万7,000円の増額でございます。これは、被保険者数の増加によりまして、保険料徴収額がふえたことによる納付金の増額でございます。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第9号から議案第14号までの6件は、議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、3月7日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第17、議案第15号 利根町農業委員会委員の任命についてから日程第24、議案第22号 利根町農業委員会委員の任命についてまでの8件を一括議題とし、補足説明を求めます。

大越経済課長兼農業委員会事務局長。

〔経済課長兼農業委員会事務局長大越直樹君登壇〕

○経済課長兼農業委員会事務局長（大越直樹君） それでは、補足して、議案第15号から議案第22号までの農業委員会委員の任命8議案について、一括してご説明申し上げます。

議案第15号から議案第22号までの農業委員会委員の任命についての8議案につきましては、農業委員会等に関する法律により農業委員会委員は、議会の同意を要件とする町長の任命制になっております。現委員は、平成31年3月31日をもって、任期満了となりますので、新たな利根町農業委員会委員の任命について、ご提案させていただくものでございま

す。

まず、議案第15号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員として、利根町大字大房220番地にお住まいの菊地一郎氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第16号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員として、利根町大字羽中1035番地にお住まいの小倉美代子氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第17号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員として、利根町大字布川2098番地1にお住まいの高橋和子氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第18号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員として、利根町もえぎ野台四丁目2番10にお住まいの石塚 梢氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第19号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員として、利根町大字下井354番地にお住まいの宮本忠夫氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第20号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員として、利根町大字布川1944番地6にお住まいの杉野壽一氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第21号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員として、利根町大字立崎189番地にお住まいの杉山 操氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第22号 利根町農業委員会委員の任命についてでございますが、利根町農業委員として、利根町大字布川3266番地にお住まいの古谷正昭氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間となっております。また、参考資料として、経歴書をそれぞれの議案に添付してございますので、ご参照願います。

説明は以上です。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第22号までの8件は議案調査のため、本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月15日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第25，議案第23号 利根町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし，補足説明を求めます。

清水総務課長。

〔総務課長清水一男君登壇〕

○総務課長（清水一男君） それでは，議案第23号の利根町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして，補足してご説明申し上げます。

委員の任期に伴い，新たに委員を選任する必要があるため，地方税法第423条第3項の規定により，議会の同意を得るため提案するものであります。

利根町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいので，同意をもとめるものであります。

1 住 所 利根町四季の丘一丁目6番地4

2 氏 名 齋藤栄幹

3 生年月日 昭和46年3月25日

なお，略歴につきましては，参考資料をごらんいただきたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第23号は議案調査のため本日は説明のみにとどめ，本定例会最終日の3月15日に質疑，討論，採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第26，議案第24号 第5次利根町総合振興計画基本構想の策定についてを議題とし，補足説明を求めます。

飯塚企画課長。

〔企画課長飯塚良一君登壇〕

○企画課長（飯塚良一君） それでは，議案第24号 第5次利根町総合振興計画基本構想の策定につきまして，補足してご説明申し上げます。

これは，利根町総合振興計画条例第6条の規定に基づき，総合振興計画の基本構想につきまして，議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが，本町の総合的かつ計画的な町政の運営を図るための指針とし

て、平成31年度から平成42年度までの12年間を計画期間とした基本構想を定めたいので、提案するものでございます。

まず、計画策定までの経緯について、簡単にご説明させていただきます。

この計画策定に当たりましては、平成29年度と平成30年度の2カ年の継続事業として実施してまいりました。その間まず計画策定に伴う業務委託先を決定いたしまして、住民アンケート調査、住民を対象としたワークショップ、また、中学生を対象としたワークショップ等を実施いたしまして、幅広い年齢層を対象に住民ニーズの調査を行いました。

一方、総合振興計画の諮問機関である振興計画審議会については、町議会議員5名及び公募委員4名を含む17名のメンバーで構成し、計7回の審議を行っております。計画案は、去る2月6日に答申書として町長に手渡され、先般その内容について議員の皆様にもご説明申し上げたところでございます。

今回提案いたしました第5次利根町総合振興計画は、この答申内容を尊重したものとなっております。

それでは、内容につきまして、基本構想の前の序論の部分からご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

計画策定に当たりましては、四つの視点に留意し、計画を策定してまいりました。一つ目は、町民と行政が未来を共有し、協働で取り組む計画であること。二つ目は、町の魅力とブランド力を高める計画であること。三つ目は、行政の経営指針として活用できる計画であること。四つ目は、国や県、広域行政及び他の計画等との連携が確保される計画であること。以上が留意すべき四つの視点でございます。

4ページをお願いいたします。

次に計画期間でございますが、下の表のとおり基本構想を平成31年度から平成42年度までの12年間とし、基本計画は、前後期とも6年間、実施計画は3カ年のローリングとしております。

15ページをお願いいたします。

15ページ以降は、住民アンケートや各ワークショップの概要と町の課題について記載してございます。

続きまして、23ページをお願いいたします。

この23ページから33ページまでが基本構想となります。基本構想は、24ページからの第1章、まちづくりの方針、それと、29ページからの第2章、計画の将来フレーム、33ページからの第3章、施策の体系の全3章で構成されております。

ページを戻っていただきまして、24ページをお願いいたします。

第1章、まちづくりの方針でございます。ここでは、1、まちづくりの将来像を「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」としております。その下の四つのまると記載されているのが、この将来像の具体的なイメージとその進め方になります。

一つ目が個性的な地域資源を生かし、利根町らしさに磨きをかけ、自然や田園の共生する環境の中で、快適で誰もが住みたくなるまちづくりを進める。二つ目が町民が元気であることに着目し、町民と地域が生き生きと躍動し、利根町に住みたいと誰もが思うようなまちづくりを進める。三つ目が既成概念にとらわれず、今あるものの最大限の活用、また、多様性をキーワードとしたおもしろい町を思考する。四つ目が将来像への思いを町民と共有し、住民協働でまちづくりを進めるとなっております。

これらを踏まえまして、その下にあります五つのまちづくりの基本方針を設定しております。詳細は次のページでご説明させていただきます。

次に、一番下に記載のものが計画の愛称となります。これは、幅広い層に親しまれ多くの町民の参画協働が得られるよう、愛称を「とね魅力アップビジョン」としております。

25ページをお願いいたします。

2、まちづくりの基本方針でございます。基本方針1は、「安全で人にやさしい快適なまちづくり」でございます。分野は、都市基盤、生活環境になります。

主なものといたしましては、土地利用、住環境等では、まるの三つ目ですね。空き家の適正管理。道路交通等では、一つ目の公共交通に対する住民ニーズへの対応。二つ目の栄橋渋滞緩和や広域道路の整備を進めるための国、県への要望活動の推進。防災等では、各種災害に対応できるよう、体制強化や避難場所の確保に努めるとしております。

基本方針2は、「いつまでも健康で元気あふれるまちづくり」でございます。分野は、保健、医療、福祉になります。

主なものといたしましては、保健医療等では、二つ目の妊娠期から高齢期までのライフステージに対応した保健施策の充実。次、26ページになります。福祉等では、一つ目の地域包括ケアシステムの体制整備。二つ目の高齢者が安心した生活が送れるよう、関係組織の連携強化。三つ目の障がい者が安心して暮らせるよう、また自立した生活が送れるよう、地域住民が支え、助け合う仕組みづくりの構築に努めるとしております。

基本方針3は、「誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり」でございます。分野は、子育て、教育、生涯学習となります。

主なものといたしましては、子育て等では、一つ目の地域全体で子育て家庭を支える体制づくり。教育等では、二つ目の特色ある教育を進めるための英語教育、プログラミング教育など先進的な教育の推進。生涯学習等では、一つ目の生涯の各時期に求められる学習活動、ボランティア活動のほか、文化活動、スポーツ活動を推進するとしております。

27ページをお願いいたします。

基本方針4は、「みんなが集まるおもしろいまちづくり」でございます。分野は、産業になります。

主なものといたしましては、農業等では、二つ目の地場産業事業の普及推進及び地元産物の供給や地産地消の推進、PR。商工業等では、一つ目の企業が創業しやすい環境整備。

観光交流等では、一つ目の観光PR、特産品の紹介、地域活性化の推進。二つ目の史跡や名所などのインフラ整備を進めるとしております。

基本方針5は、「みんなが主役とともに進むまちづくり」でございます。分野は、住民協働、行政運営となります。

主なものといたしましては、住民協働等では、一つ目の町民がまちづくりの主役として活躍できるよう、協働のまちづくりを行う体制整備。二つ目の未来を担う若者たちの元気を貴重な財産と捉え、元気プロジェクトの推進。行政運営等では、積極的にICTの活用を推進し、時代に即した町民サービスの向上に努めることとしております。

29ページをお願いいたします。

第2章、計画の将来フレームです。まず、1の将来人口ですが、中ほどの表が今回の推計値となります。表にありますとおり、2020年の総人口は1万5,300人、2030年の総人口は1万2,496人で高齢化率は48.6%となり、人口減少の加速化と超高齢化が推計結果として出ております。下の人口ビジョンの推計これは、平成26年度に推計したのですが、これと比較いたしますと、今回の推計値のほうがより減少するという結果になっております。

この推計値が解離している理由でございますが、まず、人口ビジョンでは、平成22年の国勢調査の数値を基準といたしまして、総合戦略の事業を加味した推計値いわば合計特殊出生率などの仮定値を置くというように、期待的推計とも言える国の長期ビジョンの推計方法を参考としているのに対し、今回の推計では、平成27年の国勢調査の数値まで加味し、説明書きにもありますとおり、コーホート法で推計しているというのが主な理由となります。簡単にいいますと、総合振興計画と人口ビジョンでは、その推計の目的が異なることから推計方法も異なり、推計値に解離が出たということでございます。

30ページをお願いいたします。

2、土地利用基本構想になります。第5次総合振興計画では、土地利用構想及び構想図は、都市計画法第6条の2に規定される都市計画マスタープランに記載されることから、本計画では、土地利用の方針を述べるにとどめております。

(1)土地利用の方針といたしましては、①の基本的な考え方にありますように、地区の特性を勘案した張りのある土地利用を基本的な考え方とし、六つの基本方針を示すとともに、31ページになりますが、③の基本的な方向性の項目の中に、③の1になります都市的土地利用と、32ページの③の2になります自然的土地利用、この二つに分けて、それぞれの方向性や取り組みを記載しております。

33ページをお願いいたします。

第3章、施策の体系でございます。この表は、先ほどご説明いたしました将来像を実現するための五つのまちづくりの基本方針にひもづけされる20の基本施策を表にしたものでございます。

なお、35ページ以降の基本計画がございますが、これは、これに基づいた取り組みを行

っていく計画となっております。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第24号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月15日に質疑、討論、採決したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第27、議案第25号 利根町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とし、補足説明を求めます。

飯塚企画課長。

〔企画課長飯塚良一君登壇〕

○企画課長（飯塚良一君） それでは、議案第25号 利根町過疎地域自立促進計画の変更につきまして、補足してご説明申し上げます。

これは、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定において、準用する同条第1項の規定により、別紙のとおり利根町過疎地域自立促進計画の変更について、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、事業名、施設名の追加及び区分の変更により提案するものでございます。

それでは、議案第25号参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表でございますが、左側から計画書における区分、現行そして改正案の順で記載しております。

まず、左側の区分7、教育の振興でございますが、現行の（3）計画の表に改正案のとおり、事業名の欄の公民館の次に、集会施設としてコミュニティセンター改修事業、生涯学習センター案内板設置事業、旧利根中第一グラウンドトイレ新設工事を加えるもので、それぞれの事業の財源に過疎対策事業債を充てられるよう事業を追加するものでございます。

次に、区分9集落の整備につきましては、次のページにわたってになりますが、現行では、集落の維持、活性化として空家対策について記載していたところでございます。しかし、この空家対策につきましては、本来、次のページの区分10その他地域の自立促進に関し、必要な事項への記載が望ましいとの県のほうから指摘を受けましたので、改正案では、旧集落の整備を削除とし、10その他地域の自立促進に関し、必要な事項に空家対策として、（1）現況と問題点、1枚めくっていただきまして、（2）その対策、さらにその次のペ

ージの（３）計画にそれぞれ振り分けて加えております。

次に、区分の欄の最後の事業計画がありますが、最後のページにかけてになります。これは、ソフト事業のみをまとめた事業計画の表を改正するもので、先ほどご説明いたしました空家対策の記載場所の移動に伴いまして、空家対策の事業を８集落の整備から最後のページの改正案のとおり、９その他地域の自立促進に関し必要な事項に移動するものでございます。

なお、この表の番号、これと本文中の番号は整合いたしませんので、念のため申し添えます。また、提案いたしました計画書の変更につきましては、手続に必要な茨城県との事前協議は済んでおります。

この後、議会の議決をいただきましたら、茨城県経由で総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣の３大臣宛てに変更後の計画書を提出する流れとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

議案第25号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月15日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第28、議案第26号 平成31年度利根町一般会計予算から日程第34、議案第32号 平成31年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題とします。

お諮りいたします。

議案第26号 平成31年度利根町一般会計予算から議案第32号 平成31年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件は、会議規則第39条第2項の規定により、説明を省略し、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより、正副委員長の互選を行いますので、全員協議会室にお集まりください。暫時休憩いたします。

午後2時27分休憩

午後 2 時 3 7 分開議

○議長（船川京子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど予算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

予算審査特別委員会委員長石井公一郎議員、副委員長坂本啓次議員、以上です。

ここで、委員長挨拶をお願いいたします。

石井公一郎予算審査特別委員会委員長。

〔予算審査特別委員会委員長石井公一郎君登壇〕

○予算審査特別委員会委員長（石井公一郎君） それでは、先ほど委員長というようなことで決まりましたので、一言ご挨拶申し上げます。

議案第26号 平成31年度利根町一般会計から特別会計まで、慎重に審査したいと思いますので、皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付のとおりです。十分なる審査の上、本定例会最終日の3月15日に委員会審査の経過及び結果の報告をお願いいたします。

○議長（船川京子君） 日程第35、委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とし、説明を求めます。

新井邦弘議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員会委員長新井邦弘君登壇〕

○議会運営委員会委員長（新井邦弘君） 委員会提出議案第1号 利根町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに利根町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

利根町議会議員条例の一部を改正する条例。利根町議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中、都市建設課の所管に関する事項を建設課の所管に関する事項、都市整備課の所管に関する事項に定める。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○議長（船川京子君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

委員会提出議案第1号は、議案調査のため本日は説明のみにとどめ、本定例会最終日の3月15日に質疑、討論、採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 日程第36，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は，平成31年3月19日に任期満了となることから，茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により，広域連合議会議員1名を選挙するものです。

お諮りいたします。

選挙の方法については，地方自治法第118条第2項の規定により，議長の指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

それでは，茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に五十嵐辰雄議員を指名いたします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

会議規則第33条第2項の規定により，五十嵐辰雄議員に当選の告知をいたします。

ここで，当選人の挨拶をお願いします。

五十嵐辰雄議員。

〔9番五十嵐辰雄君登壇〕

○9番（五十嵐辰雄君） ただいま茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員としてご推挙いただきました。円滑なる運営に精いっぱい頑張ります。よろしく願いいたします。

○議長（船川京子君） 挨拶が終わりました。

○議長（船川京子君） 日程第37，休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

3月2日及び3月3日の2日間は，議案調査のため，休会にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（船川京子君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○議長（船川京子君） 以上で，本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回3月4日は，午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時 4 0 分散会